

エコアクション21 環境経営レポート

活動期間 令和5年4月～令和6年3月

有限会社リサイクル黒磯

令和6年6月28日



ホームページアドレス <http://recyclekuroiso.com>

I 事業活動の概要

1) 事業者名及び代表者名

事業者名 有限会社 リサイクル黒磯
代表者名 代表取締役 阿久津 武

2) 所在地

本社：〒329-3157 栃木県那須塩原市大原間西 1 丁目 11-4
本社営業所：〒329-3146 栃木県那須塩原市下中野 1011-2

3) 環境保全関係の責任者及び担当者の連絡先

環境管理責任者 阿久津 武
連絡先 電話 0287-65-0650 FAX 0287-65-3808
メールアドレス t-akutsu@recyclekuroiso.com

4) 事業内容

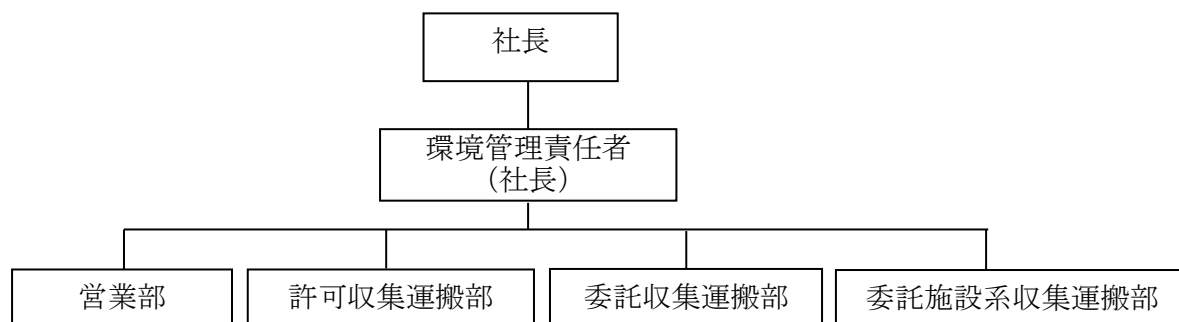
- (1) 家庭系一般廃棄物収集運搬（那須塩原市委託）
- (2) 市施設排出事業系一般廃棄物収集運搬（那須塩原市委託）
- (3) 一般廃棄物収集運搬（事業系一般廃棄物）
- (4) 産業廃棄物収集運搬（栃木県）

＊上記は貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業にもなる。

5) 事業概要

資本金 1,000 万円
売上高 売上高区分 A：5 億円未満（令和 2 年度）
設立 昭和 41 年 7 月 1 日（阿久津商店）
法人化 平成 3 年 1 月 16 日（有限会社リサイクル黒磯へ名称変更）
従業員数 13 名

6) 実施体制



役割及び責任と権限

社 長	* 経営における課題とチャンスを明確にする。 * 環境管理責任者を任命する。 * 環境経営方針を制定する。 * 環境経営システムに必要な文書及び記録を承認する。 * 環境経営システムの全体の評価と見直しを行う。
環境管理 責任者	* 環境経営システムの取り組みの実施責任者として活動を推進する。 * 環境への負荷及び取組自己チェックの実施リーダー。 * 環境目標及び活動計画を策定する。 * 環境目標及び活動計画の達成状況や実施状況の確認と評価を行う。 * 文書、記録を管理する。
各部リーダー	* 環境管理責任者の指示により、各部リーダーは責務を遂行する。 * 環境経営システムを熟知する。 * 異常時には速やかに管理責任者に報告する。
従業員	* 活動計画の担当者として実行する。

6) 許可、認可、認定

許可等の内容	許可番号等	許可年月日・有効期間
古物商許可証（栃木県）	411110000351	書き換え日：H17.11.29
産業廃棄物収集運搬（栃木県）	0900125087	許可年月日：H18.2.15 有効期間：R.3.15～R.8.14 取り扱う種類：廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
再生資源回収事業者認定証 （日本再生資源事業協同組合連合会）	N09K-00230	許可年月日：H17.12.6 有効期間：R.6.12.6～8.12.5
一般廃棄物収集運搬（那須塩原市）	47	許可年月日：H20.3.1 有効期間：R6.4.1～8.3.31
一般廃棄物収集運搬（大田原市） （特定家庭用機器に限る）	指令第27号	許可年月日：H20.3.31 有効期間：R6.4.1～8.3.31
一般貨物自動車運送事業（関東運輸局）	430007872	許可日：H20.2.1

7) 施設等の状況

運搬車両の種類と台数

種類	パッカー車	トラック
保有台数	9台	4台

・積替保管施設はない

8) 廃棄物収集運搬量

内 訳(R4.4~R5.3)			収集運搬量
一般廃棄物	委託収集（家庭ごみ）		3,557t
	委託収集（市施設事業系ごみ）		120t
	許可による収集 （民間事業系）	可燃、不燃ごみ	1033t
		資源物	405t
産業廃棄物収集運搬		ガラス・陶磁器・コンクリートくず	9.1t
			17.3 m ³
		木くず	4.2t
		廃プラスチック類	16.6m ³

9) 認証登録範囲

当社は全ての組織、全ての事業活動を認証登録の対象としている。

Ⅱ、 環境経営方針

1、 理念

我社は市のごみの委託収集運搬業務をしている。
我社はその業務においてごみを減らし
徹底した管理のもとリサイクルをし、環境負荷の
軽減と循環型社会の形成に貢献し安全でクリーン
な、環境社会に貢献したいと思う。

2、 方針

- 1、 我社はごみを収集運搬する事業であり
ごみのリサイクル化に責任を持ち、品質向上に努める。
- 2、 ごみの再資源化、循環型社会の構築、またその
継続の大切さを、皆が理解する。
- 3、 ごみのリサイクル化の向上を目指し、廃棄物の削減
努力をする。
- 4、 環境負荷である、CO₂ の削減に努める。
- 5、 紙類の再利用、節水に努める。
- 6、 我々が該当する環境法規を厳守する。
- 7、 環境経営の継続的改善を推進する。

改定 2021 年 4 月 1 日
有限会社リサイクル黒磯 代表取締役 阿久津 武

Ⅲ 中期環境経営目標

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
	基準	1%削減	2%削減	3%削減	4%削減
二酸化炭素排出量	104,988 kg-co ₂	103,938 kg-co ₂	102,888 kg-co ₂	101,838 kg-co ₂	100,788 kg-co ₂
廃棄物廃棄量	25.7 kg	25.4 kg	25.2 kg	24.9 kg	24.7 kg
水使用量	60 m ³	59.4 m ³	58.8 m ³	58.2 m ³	57.6 m ³
グリーン購入の推進	取組の継続	取組の継続	取組の継続	取組の継続	取組の継続
車両の燃費向上	5.92 km/ℓ	1 % 向上 5.98 km/ℓ	2% 向上 6.04 km/ℓ	3% 向上 6.10 km/ℓ	4% 向上 6.16 km/ℓ

*当社の経営年度は4月から翌3月までである。

*購入電力の排出係数は平成 30 年公表の東京電力の 0.462 を使用。

*収集車両に使用するグリス以外の化学物質の使用はないので、化学物質削減の目標は取り上げていない。

*水使用量は以前から、本社と同一敷地内にある会長宅の使用量が殆どを占めており、節水の取組の成果を明らかにすることから、本社営業部の水使用量を基準値とした。

Ⅳ 環境経営計画

1) 二酸化炭素排出量削減

- *アイドリングストップ等のエコドライブの徹底
- *車内エアコンはできるだけ使わない
- *作業効率の向上
- *軽トラ、オートバイ、自転車等の活用
- *回転盤動作の適正化
- *不要照明オフ
- *空調設定の保持とできるだけ使わない

2) 廃棄物排出量

- *消耗品を使い込む
- *裏紙使用の徹底
- *使い捨ての物や不要・不急のものはできるだけ買わない。
- *紙等のリサイクルの徹底

3) 総排水量の削減

＊節水に心がける

- ・蛇口をこまめに閉める
- ・蛇口を無駄に開けない

4) グリーン購入の推進

＊事務用品カタログによりグリーン購入対象品を確認する

＊現物の表示を確認し購入する

5) 収集運搬車両の燃費向上

＊二酸化炭素排出量削減の車両への取組と同様

V 環境経営目標の実績

令和5年度（R5年4月～R6年3月）の目標に対する実績は以下の通りである。

項 目	目 標	実 績	目標との差	評 価
二酸化炭素排出量	100788kg-co ₂	113746kg-co	+12958kgco	未達成
廃棄物排出量	247kg	25.0kg	+0.3kg	未達成
水使用量	57.6m ³	52m ³	-5.6m ³	達成
グリーン購入の推進	23 品目	24 品目	+1 品目	達成
車両燃費の向上	6.16km/ℓ	5.68km/ℓ	-0.48km/ℓ	未達性

＊購入電力の排出係数は平成30年度公表の0.462を使用。

＊収集車両に使用するグリス以外の化学物質の使用はないので、化学物質削減の目標は取り上げていない。

【参考】環境負荷の推移

項目	単位	R1 年度	R2 年度	R 3 年度	R4 年度	R 5 年度
二酸化炭素排出量	kg-co ₂	104998	100043	104540	105574	113746
電気使用量	kWh	3,574	3,579	3476	3553	33622
ガソリン使用量	ℓ	2590	1979	1970	1964	2298
軽油使用量	ℓ	37089	35740	3748	37772	40577
廃棄物排出量	kg	25.7	25.3	27.9	27.5	25.0
水使用量	m ³	60	56	55	51	52

VI - 1 環境経営計画の実施状況とその取組結果の評価

1) 二酸化炭素排出量の削減

今年度はコロナウイルス感染症も5類となり日常生活が戻った。活動結果として購入電力も増加しガソリン使用量も軽油使用量も増加した。今年度も温暖化の影響でエアコンの使用が増加している事や、産廃や一般廃棄物の収集業務が活発だった。資源回収組合の事業も順調に行えた。また、今年度は2月からクリーンセンターの焼却炉の改修工事に伴う外部搬出が始まり、2月3月の軽油使用量が大幅に増えた。来期も続く。ガソリン使用量は使用車両を燃費の良い車両を使用しているが、使用量が少し増えた。

取り組みとしてのアイドリングストップ、エコドライブ、また、できるだけ車内エアコンは使わないこと等は継続して実施している。今後とも、取り組みを確実にし、さらに自発的に考え、行動して取り組んでいく。

2) 廃棄物排出量の削減

廃棄物排出量は少し増加した。特に要因ということではなく、もともとの発生量が僅かなものであることから、結果がどうこうよりも、消耗品を使い込むことや使い捨ての物を使わない等のもったいないという意識では行動しているし、僅かでも削減目標を設けることで、取組が持続できているものと考えられる。今後も、もったいないという意識を常に持ち続けていきたい。

3) 水使用量の削減

水使用量は基準値比で5.6%削減した。これは本社で使用する洗濯機を節水型の機種に交換した事が大きな要因である本社営業所はほぼ横ばいである。

取組については、出しっぱなし等に注意し、それぞれが節水の意識をしっかりとをもって取り組んでいることから、今後とも、節水意識をもって取り組んでいきたい。

4) グリーン購入の推進

環境配慮製品を意識して購入することはできたと考えている。環境に配慮した物品の購入は今後とも継続していくとともに、とにかくムダなものを購入しないことに心掛けていく。

5) 収集運搬車両の燃費向上

R4年度実績は5.73だった。R5年度は目標値6.16に対し実績は5.68km/lであった。要因として、年々温暖化の影響もある。どうしてもエアコン使用が多くなる。更に燃費向上に向けて、各車両の燃費データを観察しながら、エコドライブ等の取組を確実に実施し、燃費の向上に努めていきたい。また、省エネ使用の新型車両に順次変更していく。

VI - 2 次年度（令和 6 年度）の取り組み

1) 二酸化炭素排出量の削減

- ・エコドライブ、アイドリングストップの継続実施
- ・作業効率もよく考えて、無駄のない作業により使用燃料の削減を図る。
- ・回転盤操作の適正化(回転数の削減)は継続する。
- ・より燃費の良い軽トラックの活用を継続するとともに、オートバイや自転車も活用していく。
- ・室内灯や外灯の照明のLED化をはかるとともに引き続き節電に心掛けていく。
- ・新車の導入（パッカー車及び平ボディー）

2) 廃棄物排出量の削減

- ・消耗品の徹底的な使い込みや裏紙の使用等、“もったいない”意識を常にもって、廃棄物をできるだけ作らないようにするとともに、ムダな購入をしないことにも心掛けていく。

3) 水使用量の削減

- ・蛇口をこまめに閉めることや、必要以上に開けないこと等、些細なことに気を付けて節水に心掛けていく。

4) グリーン購入の推進

- ・環境配慮の有無をカタログや現物のマークなどを確認しながら、価格とのこともみながら可能なかぎり推進していく。

5) 収集運搬車両の燃費向上

- ・燃費データを確実に取り、これを全員に周知しながらエコドライブ等の取組を喚起し、燃費の向上を図っていく。

VII 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

令和 6 年 4 月 12 日に環境関連法規等の遵守状況を確認した結果、違反はなく、関係機関からの指摘も開業以来ありません。また、訴訟もありません。

法令等の名称		対象施設・設備・業務 等	要求事項
廃棄物処理法	収 集 運 搬 業 者	一般廃棄物・産業廃棄物の収 集運搬	・業の許可、更新 ・マニフェストの返送 ・実績報告 ・委託契約の締結 ・運搬基準の遵守
	排 出 事 業 者	廃棄物の排出	・委託契約の締結 ・マニフェストの発行及び返送 管理 ・処分状況の確認（努力義務） ・マニフェスト交付状況等の報 告
那須塩原市廃棄物の処理 及び清掃に関する条例		一般廃棄物（委託）の収集運 搬	・那須塩原市の許可 業務実績報告（毎月）
貨物自動車運送事業法		収集運搬車輛	・運行管理者の選任 ・事業報告書の提出 ・事業実績報告書の提出
自動車リサイクル法		収集運搬車輛、営業車輛	・リサイクル料金預託
家電リサイクル法 （収集運搬業者として）		テレビ、エアコン、冷蔵庫、 洗濯機	・小売店からの受託による
下水道法		本社 生活排水	・油等を流さない
フロン排出抑制法		業務用エアコン、冷凍機等	・簡易点検、記録（3カ月毎） 非該当（家庭用エアコンのみ）

VIII 代表者による全体評価と見直し・指示の結果

目標への取組として最重要な二酸化炭素排出量は、令和5年度基準よりも12.8%増加した。これは年々温暖化の影響でエアコン使用が増加している事や今年度も事業活動が活発で軽油を多く使用した。また、今年度は2月からクリーンセンターの焼却炉の改修工事に伴う外部搬出が始まり2月3月の軽油使用量が大幅に増えた為である。廃棄物排出量は増加した。

目標項目のすべての取組については、しっかりとやれたし、身に付いたものとなっている。

大事なことは数字の結果に左右されることなく、一人一人が自分のこととして、引き続き、工夫しながら、小さなことも見逃さずに取り組んでいくことである。

環境方針に変更の必要はなく、環境経営システム全体としての問題点はないものの、廃棄物処理業者向けガイドライン2017年版の内容の把握と理解に努める必要がある。